

個人情報保護委員会（第53回）議事概要

- 1 日時：平成30年2月9日（金）10：00～10：30
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、熊澤委員、丹野委員、加藤委員、其田事務局長、福浦事務局次長、的井総務課長、山本参事官、坂巻参事官、小川参事官
- 4 議事の概要
 - (1) 堀部委員長から、持ち回りで開催した第52回個人情報保護委員会の審議結果について、報告があった。
 - (2) 議題1：EU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関するガイドラインの方向性について
事務局から、資料に基づき説明を行った。
丹野委員から「EUから埋める必要がある部分として提起されている論点は、いずれも市民の視点から生じた論点であり、これら5つの論点に絞られたことは日欧が双方で歩み寄った結果である。この方向性に基づき、迅速かつ丁寧にガイドラインを策定しなければならない」という旨の発言があった。
嶋田委員から「良い形で収められたと思う。国内の事業者が円滑に事業を行うことができるよう、充分性認定に基づき移転される個人データの取扱いについては、中小企業も含め、国内の事業者丁寧に説明していくことが重要である」という旨の発言があった。
また、堀部委員長から「今回示す方向性において、双方の制度的差異を埋めるためにどういった規律をガイドラインに規定するのか明確に整理されているため、この方向性に沿って策定を進めたい」という旨の発言があった。
 - (3) 議題2：生産性向上特別措置法案（仮称）（生産性革命法案）の概要について
事務局から、資料に基づき説明を行った。
阿部委員から「本件について、当委員会は「主務大臣」に該当するが、個人情報保護法の解釈・運用等については、当委員会の判断が尊重されることなど、当委員会の独立性と本制度との整合性については確認済であることについては評価したい。当委員会は、個人の権利利益を保護するため、高い独立性を認められているいわゆる三条委員会として、従来の主務大臣制を廃止し発足した組織であるという経緯があるため、本法との関係でも、この理念の下、個人情報保護法の解釈・運用等については、当委員会の判断が最大限尊重される必要がある。ぜひこの点については確認しておきた

い」旨の発言があった。

堀部委員長から「阿部委員から指摘があったように、当委員会は、独立した監督機関として、個人情報保護法を所管するだけでなく、同法に基づき、個人情報の適正な取扱いの確保を図る使命がある。当委員会としては、引き続き、与えられた役割を十分認識した上で、職務を遂行してまいりたい」旨の発言があった。

以上